

平成21年
飯塚市議会会議録第6号
第6回

平成21年12月22日（火曜日） 午前10時02分開議

●議事日程

日程第23日 12月22日（火曜日）

第1 総務委員長報告（質疑、討論、採決）

- 1 議案第115号 平成21年度飯塚市一般会計補正予算（第6号）
- 2 議案第120号 平成21年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）
- 3 議案第134号 飯塚市税条例等の一部を改正する条例
- 4 議案第135号 飯塚市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
- 5 議案第143号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 6 議案第144号 変更契約の締結（防災行政無線設備設置工事）
- 7 議案第148号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更
- 8 請願第15号 「中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書」に関する請願

第2 厚生委員長報告（質疑、討論、採決）

- 1 議案第116号 平成21年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 2 議案第117号 平成21年度飯塚市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 3 議案第118号 平成21年度飯塚市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 4 議案第119号 平成21年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 5 議案第122号 平成21年度飯塚市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 6 議案第131号 平成21年度飯塚市立病院事業会計補正予算（第1号）
- 7 議案第145号 財産の譲渡（飯塚東保育所）
- 8 議案第149号 福岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更
- 9 議案第152号 専決処分承認（平成21年度飯塚市一般会計補正予算（第5号））
- 10 請願第16号 後期高齢者医療制度の即時廃止の意見書提出を求める請願

第3 市民文教委員長報告（質疑、討論、採決）

- 1 議案第126号 平成21年度飯塚市污水処理事業特別会計補正予算（第1号）
- 2 議案第127号 平成21年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）
- 3 議案第141号 飯塚市都市公園体育施設条例の一部を改正する条例
- 4 議案第146号 指定管理者の指定（飯塚市文化会館）
- 5 議案第147号 指定管理者の指定（飯塚市体育施設）
- 6 請願第12号 学校給食の補助を求める請願
- 7 請願第13号 学校給食の米飯委託費に関する請願
- 8 請願第14号 学校教育行政において保護者の意見を尊重することを求める請願
- 9 請願第17号 2010年度の年金確保に関する請願

第4 経済建設委員長報告（質疑、討論、採決）

- 1 議案第 1 2 1 号 平成 2 1 年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算 (第 2 号)
 - 2 議案第 1 2 3 号 平成 2 1 年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算 (第 1 号)
 - 3 議案第 1 2 4 号 平成 2 1 年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算 (第 1 号)
 - 4 議案第 1 2 5 号 平成 2 1 年度飯塚市工業用地造成事業特別会計補正予算 (第 2 号)
 - 5 議案第 1 2 8 号 平成 2 1 年度飯塚市水道事業会計補正予算 (第 2 号)
 - 6 議案第 1 2 9 号 平成 2 1 年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計補正予算 (第 1 号)
 - 7 議案第 1 3 0 号 平成 2 1 年度飯塚市下水道事業会計補正予算 (第 2 号)
 - 8 議案第 1 4 2 号 飯塚市市営住宅条例の一部を改正する条例
 - 9 議案第 1 5 0 号 市道路線の廃止
 - 10 議案第 1 5 1 号 市道路線の認定
 - 11 請願第 1 1 号 高齢者用高層住宅建設企画調査についての請願 (飯塚本町火災跡地の再開発について)
- 第 5 公共施設等のあり方に関する調査特別委員長報告 (質疑、討論、採決)
- 1 議案第 1 3 7 号 飯塚市立図書館条例の一部を改正する条例
 - 2 議案第 1 3 8 号 飯塚市立関の山いこいの森条例を廃止する条例
 - 3 議案第 1 3 9 号 飯塚市歴史資料館条例の一部を改正する条例
 - 4 議案第 1 4 0 号 飯塚市テニスコート条例の一部を改正する条例
- 第 6 人事議案の提案理由説明、質疑、討論、採決
- 1 議案第 1 5 3 号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること
- 第 7 議員提出議案の提案理由説明、質疑、討論、採決
- 1 議員提出議案第 2 5 号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書の提出
 - 2 議員提出議案第 2 6 号 緊急経済対策の早期実施を求める意見書の提出
 - 3 議員提出議案第 2 7 号 地域のくらしを守るための国の予算執行及び予算編成を求める意見書の提出
 - 4 議員提出議案第 2 8 号 子どもたちの生命を守るため、ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの公費助成、定期接種化を求める意見書の提出
 - 5 議員提出議案第 2 9 号 さらに緊急雇用対策の実施を求める意見書の提出
 - 6 議員提出議案第 3 0 号 エコポイント制度並びにエコカー補助金の継続実施を求める意見書の提出
- 第 8 議会選出各種委員の選出
- 第 9 報告事項の説明、質疑
- 1 報告第 3 5 号 専決処分の報告 (交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)
 - 2 報告第 3 6 号 専決処分の報告 (交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)
 - 3 報告第 3 7 号 専決処分の報告 (市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)
 - 4 報告第 3 8 号 専決処分の報告 (災害援護資金貸付金の返還請求に関する和解)
- 第 10 署名議員の指名
- 第 11 閉 会

●会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（森山元昭）

おはようございます。これより本会議を開きます。

総務委員会に付託していました議案第115号、議案第120号、議案第134号、議案第135号、議案第143号、議案第144号、議案第148号及び請願第15号、以上8件を一括議題といたします。

総務委員長の報告を求めます。21番 秀村長利議員。

◎21番（秀村長利）

総務委員会に付託を受けました議案7件及び請願1件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第115号 平成21年度飯塚市一般会計補正予算（第6号）」については、執行部から補正予算書に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、児童クラブ運営等委託料が約116万円減額になっているのはどのような事情によるものなのかということについては、人事院勧告によって本市職員の期末手当支給率が引き下げられたことに伴い、市の臨時職員に準じた形で雇用されている児童クラブ指導員の期末手当支給率も同様に引き下げられたことを受け、契約書に基づき委託先と協議した結果、委託額を変更したことによる減額であるという答弁であります。

次に、ごみ処理費の中の消耗品費、約557万円の増額の内容は何なのかということについては、ごみ袋を値上げした際に、値上げ前の袋に貼る差額シールが不足したことに伴い、その印刷費を消耗品費から流用しなければならなかったため、その流用分を改めて予算要求したものであるという答弁であります。

この答弁を受けて、金額別のシールを何種類も作るよりも、5円のシール1種類だけを作って、必要な差額の分、貼ってもらう方法もあったのではないかという意見が出されました。

次に、労働費における緊急雇用創出事業委託料として、学校等再編アンケート事業に係る予算が計上されているが、委託先においてどのような仕事をするようになるのかということについては、今月中の教育委員会会議で内容が決定される予定のアンケート用紙の印刷、発送、回収後の整理・分析、最終的な成果報告までの仕事がなされることになるという答弁であります。

この答弁を受けて、緊急雇用創出という意味では、委託という形態よりも直接雇用のほうが良いと考えられるので、この分野へ市の独自財源を支出することも含めて、工夫してほしいという要望が出されました。

次に、商工費において観光情報発信等システム構築事業委託料が新たに4,700万円計上されているが、どのような事業なのかということについては、総務省のユビキタスタウン構想推進事業として全額が国庫支出金で賄われるものであり、インターネットや携帯端末を通じて本市の観光情報や商店街のイベント情報を発信し、地域の活性化につなげていこうとするものであるという答弁であります。

次に、土木費において治水対策基本調査委託料が新たに1,980万円計上されているが、どのような調査を行うものなのかということについては、本年7月末の豪雨災害を受けて、平成16年度作成の治水対策施設検討調査の資料をもとに今回の降雨状況や浸水範囲などを整理し、河川や水路等の現状把握と解析を行うという形で、市内全域の治水対策施設を調査するものであるという答弁であります。

次に、教育費において小中学校のアスベスト含有測定手数料が計上されているが、調査の内容や対象はどのようなになっているのかということについては、以前に一度、アスベストの規制に関する法律に基づいて検査を行っていたが、法律の改正によって新たに3つの成分の含有量を検査

することになったものであり、小学校10校と中学校3校において実施するという答弁であります。

また、審査の過程において、ごみ処理のための燃料であるコークスの価格が下がったことに伴う燃料費の減額補正に関連して、ごみ袋の値段も下げるべきであるという意見や、企業立地促進補助金の適正な交付のために、今一度自己点検してほしいという意見、また、歳入における私立保育所運営費の国庫負担金の減額補正に関連して、公立保育所運営費負担金が一般財源化されたのと同様に、国において私立保育所運営費負担金も一般財源化しようとする動きがあるが、保育行政の破壊につながるものと考えてるので、本市としては、しかるべき機会を通じて、これに反対する意見を述べるべきであるという意見が出されました。

以上のような審査の後、委員の中から、今回の補正には、ごみ袋売り払い収入の増額など住民犠牲の内容が含まれていることなどにより、本案には反対するという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第120号 平成21年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第1号)」については、執行部から補正予算書に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、滞納になっているケースに関しては連帯保証人と協議をしているのかということについては、すべてのケースで保証人と会っているわけではなく、借受人が死亡または行方不明になっている場合は相続人と、また、悪質な滞納の場合は保証人と協議するというような形で対応しているという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から、行政が市民に事実を明らかにしながら滞納の問題を解決していこうという意思がみられないため、この補正予算案には反対するという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第134号 飯塚市税条例等の一部を改正する条例」については、執行部から議案書並びに提出資料に基づき補足説明を受け、種々審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第135号 飯塚市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、長期継続契約を締結できることによるメリットとデメリットは何かということについては、メリットとして、契約上の手続きが数年に一度となるので事務の効率化につながることで、業者側にとっても単年度契約のリスクがなく複数年の安定的な請負が可能になるため、料金や価格の低下、また、サービス面での向上が期待できることが挙げられる。一方、デメリットとして、請負者以外の受注の機会が狭められること、より良質なサービスを提供する業者と契約できる可能性が減少することが考えられるという答弁であります。

次に、一旦、長期の契約を締結してしまうと議会のチェックが働きにくくなることや、委託においては競争性が弱まることが心配されるなど、デメリットのほうが大きいのではないかということについては、どういった種類の契約を長期継続契約にするかということは、内部で協議した上で慎重に決定していきたいという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から、メリット・デメリットを考慮すると、本市の場合は時期尚早と思われるので、本案には反対するという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第143号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第144号 変更契約の締結(防災行政無線設備設置工事)」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、種々審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第148号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「請願第15号 「中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書」に関する請願」については、慎重に審査するというので、継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（森山元昭）

総務委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。3番 川上直喜議員。

◎3番（川上直喜）

おはようございます。日本共産党の川上直喜です。私は、ただいまの総務委員長報告のうち、議案第115号、第120号及び第135号に反対し討論を行います。

まず、平成21年度一般会計補正予算案（第6号）です。

6月からごみ袋が小さく薄く破れやすく規格が変わった上に、大幅値上げとなりましたが、ごみ袋代と差額シール代に一般搬入を合わせて年間6億200万円にも膨れ上がった負担は、市民を大きく苦しめるものであります。私は、寝たきりのお母さんを自宅で長年介護しているある娘さんから、新しいごみ袋が高い上に破れやすいため、市販のビニール袋に包んだ上で入れざるを得ない。このような負担が耐えられない弱者がいることを市の幹部や議員に伝えてもらいたいと訴えられたのであります。

新旧ごみ袋の切りかえの時期には、啓発と称して、シールを張っていないごみを回収しなかったため市民生活は大混乱を引き起し、清掃行政に対する信頼は大きく損なわれたのであります。清掃工場の燃料代6,800万円の減額は、ごみ焼却用のコークスが3月と9月に行った入札において、それぞれ当初見込みのほぼ半額になったことなどによるものであります。これは、昨年度の高騰を理由にしたごみ袋の値上げにまともな根拠がなかったことを示すものであり、浮いた6,300万円は値上げに苦しむ住民に還元するとともに、この際、ごみ袋はもとの規格に戻し値下げを行うべきであります。

児童クラブ運営等委託料の減額の主なものは、委託先の飯塚市青少年健全育成会との委託契約を変更し、児童クラブ指導員の夏と冬の期末手当を、市の臨時職員に準じて削減した分を減らしたことに伴うものであります。78人の指導員が市職員に準ずるとされ、多くもない期末手当から平均1万8,712円も削られたのであります。発注者である市が働きかけなければこの期末手当カットはなかったのです。これは、委託先の職員の賃金への明白な干渉行為であり、違法な偽装請負に当たるものであります。したがって、今回補正は削除するとともに、国の関係機関に自主申告し、直ちに是正しなければなりません。

そもそも、市職員の給料と期末手当の約1億4千万円に及ぶカットは、不利益はさかのぼらないとする原則に違反して、市職員の生活に乱暴に打撃を与えるとともに、個人消費の落ち込みを誘発し、地域経済に悪影響を及ぼすものであり、認めることはできません。なおこの際、幾つかの補正について指摘しておきたいと思えます。

企業立地促進補助金の692万円減額は、一番食品の申請取り下げによるものですが、当初予算の時点で市長が社長を務める会社の補助金申請を安易に受理したこと自体を厳しく反省する必要があります。

また、観光情報発信等システム構築事業委託料4,700万円は、ことし3月退職したばかりの前の市経済部長が専務理事になった福岡ソフトウェアセンターと随意契約を行うものであります。

が、情報提供の段階から公平性を欠いたものと言わざるを得ません。

さらに、三菱マテリアルグループから無償譲渡を受けたダイヤ機械跡地の売却では、複数の相談があったにもかかわらず、結局、1社しか入札しませんでした。このところ、2004年8月の市民プール跡地、2006年の下三緒市営住宅残地と1社入札が目立っており、今後、入札のあり方の再検討が求められています。

最後に、下水道事業会計補助金の800万円の増額補正は、当初予算において4億8,800万円と予算計上すべきところを、800万円を落していたので今回修復するとのことですが、会計規律を守る立場からこのような補正は認めることはできません。

次に、平成21年度住宅新築資金等貸付特別会計補正予算案（第1号）です。

返還金の滞納は現在224件、3億8千万円に上り、15年以上の長期未納も少なくありません。こうした事態が長年続いているにもかかわらず、市として抜本的な取り組みが図られない背景には、個人情報保護などを理由に、議会のチェックをかいくぐろうとする傾向があるのとあります。このような不透明さがまとわりつくようでは、市民の納得を得ることができないのは当然であり、新規貸付は終了しているとはいえ、今回補正予算案を認めることはできないのであります。

最後に、飯塚市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例案です。

物品の借り入れ、役務の提供を受ける契約を対象に、原則5年を上限とするとされています。本市においては既に浄水施設の管理運転業務の委託を3年間一括して行っています。受託業者の水道機構は、岩崎浄水場高度膜処理施設建設工事入札において、談合に加わったと判断される企業ですが、長期契約のため議会のチェックは不十分にならざるを得ません。長期契約を行うと料金や価格の低下、サービスの向上などメリットが考えられるとの説明がありましたが、特に業務委託においてはプロポーザル方式による随意契約、請負率90%台が毎年続いているものもあり、この状況のまま長期契約制度を導入すれば競争性の弱まりや談合の助長が広がりかねない問題もあり、本市においては時期尚早と言わざるを得ません。以上で私の討論を終わります。

○議長（森山元昭）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、議案第115号 平成21年度飯塚市一般会計補正予算（第6号）の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は御起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第120号 平成21年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は御起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第134号 飯塚市税条例等の一部を改正する条例の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第135号 飯塚市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は御起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第143号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例、議案第144号 変更契約の締結（防災行政無線設備設置工事）及び議案第148号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更、以上3件の委員長報告はいずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本案3件はいずれも委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、請願第15号 中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書に関する請願の委員長報告は継続審査であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

厚生委員会に付託していました議案第116号から議案第119号までの4件、議案第122号、議案第131号、議案第145号、議案第149号、議案第152号及び請願第16号、以上10件を一括議題といたします。

厚生委員長の報告を求めます。22番 原田佳尚議員。

◎22番（原田佳尚）

厚生委員会に付託を受けました議案9件、及び請願1件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第116号 平成21年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」については、執行部から補正予算書に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

その審査の過程において、委員の中から、本案では約300万円もの職員給与と手当が減額されており、職員給与の改正に伴う減額には反対であることから、本案に反対する、という意見が出され、採決した結果、本案については、賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第117号 平成21年度飯塚市老人保健特別会計補正予算（第2号）」については、執行部から補正予算書に基づき補足説明を受け、種々審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第118号 平成21年度飯塚市介護保険特別会計補正予算（第2号）」については、執行部から補正予算書に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

その審査の過程において、委員の中から、本案においても職員給与の改正に基づく減額分が含まれており、給与減額に反対であることから、本案に反対する、という意見が出され、採決した結果、本案については、賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第119号 平成21年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」については、執行部から補正予算書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その審査の過程において、委員の中から、本案についても同様に職員給与の改正に基づく減額分が含まれており、給与減額に反対であることから、本案に反対する、という意見が出され、採決した結果、本案については、賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第122号 平成21年度飯塚市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）」、および「議案第131号 平成21年度飯塚市立病院事業会計補正予算（第1号）」、以上2件については、執行部から補正予算書に基づきそれぞれ補足説明を受け、種々審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第145号 財産の譲渡（飯塚東保育所）」については、執行部から議案書等に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、保育所の譲渡に関して、横田保育所の建物鑑定評価額を基準として、評価額が高い場合には有償での譲渡、低い場合には無償譲渡としているが、横田保育所を基準とする理由は何なのかということについては、横田保育所は平成11年4月、旧飯塚市において初めて民間に移譲した施設であり、スムーズな保育運営の移管を図るため、無償で譲渡したものである。その後、公立保育所のあり方について公立保育所運営検討委員会への諮問、また所管の常任委員会への提案、報告を経て、横田保育所の建物鑑定評価額を基準とした鯉田保育所の有償譲渡、および飯塚東保育所の無償譲渡について決定したものであるという答弁であります。

次に、本保育所には現在、正規職員、嘱託職員、臨時職員がそれぞれ何名在籍しているのか、また譲渡後の職員の処遇はどうなるのかということについては、正規職員9名、嘱託職員2名、臨時職員9名であり、正規職員、嘱託職員については他の市立保育所に異動する予定である。臨時職員については9名中8名が施設譲渡先の社会福祉法人で正規職員として雇用され、残る1名は本市の職員採用試験に合格していることから、本市の正規の保育士として勤務する予定であるという答弁であります。

以上のような質疑応答の後、委員の中から、今回約3,400万円もの価値がある市有財産を無償で譲渡することになり、市有財産を次々と民営化し無償で譲渡していく方針には賛成できないことから、本案に反対する、という意見が出され、採決した結果、本案については、賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第149号 福岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更」については、議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第152号 専決処分の承認（平成21年度飯塚市一般会計補正予算（第5号）」については、補正予算書に基づき補足説明を受け、審査した結果、本案については、承認すべきものと決定いたしました。

次に、「請願第16号 後期高齢者医療制度の即時廃止の意見書提出を求める請願」については、慎重に審査するというので、継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（森山元昭）

厚生委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。4番 楡井莞爾議員。

◎4番（楡井莞爾）

おはようございます。日本共産党の楡井莞爾です。私は、ただいま行われました厚生委員長の報告のうち、議案第116号、第118号、第119号、第122号及び第145号について反対討論を行います。

まず、議案第116号 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）であります。本案で一般被保険者の国保税9,866万3千円の減額が計上されています。原因は、収納率の低下の下方修正によるものと説明がありましたが、国保所帯の経済的な苦しみの反映によるものではないかと思うわけであります。

本会議初日、議案第133号で職員の給料と期末手当の削減の条例改定に我が党は反対いたしました。国と地方の公務員の給料と生活保護費の基準が、日本の国民の生活水準を支える最低の基準でありますから、これを引き下げるとは日本国民の暮らしがマイナススパイラルを引き起し、日本経済の5割から6割を占めると言われる国民の購買力を引き下げ、景気の回復をおくらせるものとして反対しました。30代の市の女性職員はこの関係で4万円から5万円少なくなり、家のローンが払えなくなるというふうに言っていました。

一方、今回の補正で繰越金7億5,525万円余りをもって4億4千万円の積立金と9,900万円の予備費を計上いたしました。税率改正で納入しやすい国保税にすべきだということを提案したいと思うのであります。同時に、職員の給料312万4千円、この引き下げを含んだ本案には反対であります。

次に、議案第118号 飯塚市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。本議案には、116号で述べました同様の理由で、職員給料引き下げ41万3千円の減額が反映したのとなっておりまして、本議案にも反対であります。

議案第119号 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、本議案にも議案第133号が反映しています。同時に、116号で述べましたような理由で54万2千円の給料減が掲載されていますので、これにも反対であります。

議案第122号 飯塚市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）、本議案にも議案第116号で述べたとおりの同様の理由で、職員給料の減額として再任用職員の給料が2万5千円の減額となっています。この議案にも以上の理由で反対であります。

議案第145号 財産の譲渡（飯塚東保育所）の件であります。本案は、飯塚東保育所を民間に無償譲渡するものであります。同所は1980年、29年前になりますけれども、総額6,058万円で建設され、上三緒団地という市内有数の巨大団地の幼児・児童の保育の拠点として、公の責任のもとに市民、保護者、市職員等が守り育ててきたものであります。したがって、鑑定評価額にはあらわれない価値が含まれているのではないかと思うのであります。行財政改革の名のもとに次々と市民の財産、公の財産が投げ捨てられている現状、民間出身の市長が誕生したわけですから、公の立場で民間の手法を取り入れて保育所運営を見直して改善する、そういう努力が必要だと思えます。人件費削減これを主眼にした譲渡に走る手法には賛成できません。以上で145号の反対討論といたします。

○議長（森山元昭）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、議案第116号 平成21年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は御起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第117号 平成21年度飯塚市老人保健特別会計補正予算（第2号）の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第118号 平成21年度飯塚市介護保険特別会計補正予算（第2号）の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は御起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第119号 平成21年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は御起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第122号 平成21年度飯塚市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は御起立願いま

す。

(起立)

賛成多数。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第131号 平成21年度飯塚市立病院事業会計補正予算(第1号)の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第145号 財産の譲渡(飯塚東保育所)の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は御起立願います。

(起立)

賛成多数。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第149号 福岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第152号 専決処分の承認(平成21年度飯塚市一般会計補正予算(第5号))の委員長報告は承認であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり承認されました。

次に、請願第16号 後期高齢者医療制度の即時廃止の意見書提出を求める請願の委員長報告は継続審査であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

市民文教委員会に付託していました議案第126号、議案第127号、議案第141号、議案第146号、議案第147号、請願第12号から請願第14号までの3件及び請願第17号、以上9件を一括議題といたします。

市民文教委員長の報告を求めます。29番 梶原健一議員。

◎29番(梶原健一)

市民文教委員会に付託を受けました、議案5件及び請願4件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第126号 平成21年度飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算(第1号)」及び「議案第127号 平成21年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第2号)」、以上2件については、執行部から補正予算書に基づき、それぞれ補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第141号 飯塚市都市公園体育施設条例の一部を改正する条例」について、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第146号 指定管理者の指定(飯塚市文化会館)」については執行部から議案書に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、選定委員の名簿や選定委員会の選定過程における会議録が公開できない理由は何かということについては、名簿については委員個人に対する働きかけが懸念されること、会議録については応募者の提案に企業情報やノウハウが含まれ、公開により不利益が生じることや選定委員の率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれることが考えられるた

め非公開としているという答弁であります。

この答弁を受け、選定後においては応募者の提案書も開示されており、応募者の情報の開示が不利益にならない。選定委員会がどのような合議、評価を行ったのか、その過程を開示することは選定が公正であることを示す上でも重要であり、他市においてもなされているように開示すべきであるとの指摘がなされました。

次に、選定評価における採点については明文化されたマニュアルなり採点基準があるのかということについては、「指定管理者制度導入に係る指針」において、選定評価書のうち「施設の管理運営に対する理念、基本方針」等の4つの小項目が一定レベルに達していない場合は、他の項目にかかわらず落選とする旨の記載はある。総合点数が50%に満たない場合は失格とする等の絶対条件については、指針に記載はないが、選定委員会において決定されているという答弁であります。

この答弁を受け、採点や選定はそのときどきの選定委員会で変わるべきものではなく、不変であるべきものなので採点基準をきちんと明文化しておくべきであるという指摘がなされました。

次に、文化の振興の主体者、担い手は誰であると考えているのかということについては、市民であるという答弁であります。

次に、市民に対して飯塚市の文化や文化会館について、幅広くアンケート調査などを行ったことはあるかということについては、合併後、全市民に問いかけるようなアンケートは行っていないという答弁であります。

次に、平成19年に文化会館の指定管理者指定議案が提出された際、飯塚市の歴史や文化を継承して発展させる能力があることが選定要件になっていなかったことや選定委員会に文化芸術に精通した委員がない等の理由で否決されたが、今回、そのような点は改善されたのかということについては、応募要項に文化事業に関して実績のある団体に限るとの制約をつけ、選定委員会には文化芸術に精通した2名の委員を入れている。また、今回の指定候補者は、地元雇用を優先し、優秀な施設スタッフを養成するための研修を行うとともに、業務委託においても市内業者を優先するという考えを持っているということであり、前回より大きく改善されたと考えているという答弁であります。

次に、選定にもれた飯塚市教育文化振興事業団を今後どうするつもりなのかということについては、市の内部に設置した文化振興事業団のあり方検討会では解散の方向を打ち出しており、指定管理者の決定後には事業団にその旨を申し出る予定であるという答弁であります。

次に、市民の教育文化活動の振興を目的に設立された飯塚市教育文化振興事業団が解散することにより、地域文化の継承など長期的な文化振興が望めないと考えるが、指定候補者にはそれができると考えているのかということについては、文化芸術に精通し実績のある法人等を資格要件とした公募で選定された団体であるため、質の高い事業が提供でき、地域文化についても十分に担っていけると考えているという答弁であります。

この答弁を受け、指定期間は5年であり継続性が確保できないのではないかという意見や、全国的には民間の指定管理者では地域文化の振興を担うことができないとして、直営に戻しているところが多いという意見が出されました。

次に、指定候補者に指定管理させた場合、どれくらいのコストが削減できるのかということについては、5年間で1億1,329万円の削減効果が見込まれるという答弁であります。

次に、指定候補者からは市民サービスの向上について、具体的にどのような提案がなされたのかということについては、一つ目に芸術文化に関するあらゆる質問に対し、プロの立場からの助言、アドバイスを行うということ。二つ目に1カ所で相談すれば相談内容が解決するワンストップサービスを提供すること。三つ目に施設のバリアフリー化や託児サービスを実施すること。四つ目に市民、行政、指定管理者等が意見交換を行えるような運営協議会を立ち上げ、意見や要望を反映させながら施設の管理運営に努めていきたという提案がなされたという答弁であります。

以上のような質疑応答の他、審査の過程において、選定委員会から市長へ提出された要望書は、市議会に公正かつ厳正な審査と良識ある判断を求めるとされているが、議会は当然に適切な審査、判断をしており、このような要望書が提出されたことは非常に心外であるという意見や、選定における採点が10点満点の5段階評価とされているが、評価者は非常に微妙な判断を求められるので、その評価をより詳細に反映できるように10段階評価とすべきであるという意見。

評価点は各委員の採点を参考に合議で決められているが、それぞれの評価点の平均を選定委員会としての評価点とするほうが、より合理的ではないのかという意見などが出されました。

以上のような審査の後、委員の中から、公募で選んだ以上、反対するものではないという意見が出され、採決を行った結果、本案については賛成少数で否決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第147号 指定管理者の指定（飯塚市体育施設）」について、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、種々審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「請願第12号 学校給食の補助を求める請願」、「請願第13号 学校給食の米飯委託費に関する請願」及び「請願第14号 学校教育行政において保護者の意見を尊重することを求める請願」、以上3件については、閉会中に開催した委員会において紹介議員からそれぞれ趣旨説明を受け、種々審査いたしました。

まず、「請願第12号」の審査の過程において、委員の中から、学校給食については現在、自校方式へ向けて鋭意努力をさせていただいており、その結論が出た後で補助については検討すべきであると考えているので、この請願には反対するという意見が出され、採決を行った結果、本件については賛成者なしで、不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、「請願第13号 学校給食の米飯委託費に関する請願」については、議案第127号を原案どおり可決すべきものと決定したため、みなし採択といたしました。

次に、「請願第14号」の審査における紹介議員に対しての質疑応答の主なものとして、PTAには全ての親が参加し、意見があればPTA会議で発言する機会もあり、出された意見については教育委員会等にも報告されている。そのような状況にあるにもかかわらず、なぜこのような請願が提出されたのかということについては、PTA会議等に参加できない保護者は多く、決定された情報だけが学級通信等で報告されている現状があるため、決定前の経過や情報をきちんと報告し、教育委員会等に対して意見交換や意見を求めるように努めてもらいたいものであるということでありました。

また、審査の過程において、委員の中から、親であれば自分の子どもにかかわることについて、時間を少々割いてでも意見を述べるために話し合いの場に出て行くことは可能ではないのかという意見がだされました。

以上のような審査の後、委員の中から、現在のところ教育委員会とPTAとの意見交換や話し合いはスムーズに行えており、PTAとしては、組織率の向上や運営改善などの目標を掲げて努力していく意向もあるため、この請願には反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本件については賛成者なしで、不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、「請願第17号 2010年度の年金確保に関する請願」については、慎重に審査するというので、継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（森山元昭）

市民文教委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。12番 田中裕二議員。

◎12番（田中裕二）

おはようございます。公明党市議団を代表いたしまして議案第146号 指定管理者の指定（飯

塚市文化会館)について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

この議案第146号は、株式会社コンベンションリンクージを飯塚市文化会館の指定管理者に指定するものでございますが、この飯塚市文化会館の指定管理者への移行については、御承知のとおり合併協議の中で決定をし、最初の2年間、平成18年と19年の2年間、飯塚市教育文化振興事業団に公募に向けて努力をするようにと、一般公募を行わず指定管理者として任せておりました。この期間が過ぎ平成19年に一般公募を行い選考した結果、トールツリーグループが選定をされました。それを議会が19年12月議会で否決をし、20年、21年の2年間、市の直営として事業団に委託をして運営を行ってまいりました。そしてこのたび一般公募を行ったものでございますが、この一般公募において株式会社コンベンションリンクージが選考されたものであります。

委員会におきましてさまざまな質疑がございましたが、事業団が選定されなかったことについての質疑や意見が数多くございました。しかし今回もまた事業団は選定されませんでした。先ほど述べましたように、事業団は平成18年と19年随意契約の2年間と20年、21年の市直営の2年間、合計4年間の力をつけるための有余期間があったにもかかわらず、公募に勝てるだけの力をつけることができなかつたことが一番大きな問題であると思っております。

委員会におきまして、選考についてもさまざまな意見が出されましたが、前回の否決の理由の一つであった選定委員会の構成メンバーにつきましても、今回の公募では専門的な見識を持った方も増員をし、公正な選考が行われたものと思っております。一般公募である以上、最も適したと思われる企業が選定されるのは当然であり、前回に引き続いて今回も否決されるようなことがあれば、指定管理者のあり方、一般公募のあり方さらに飯塚市のあり方も問われることになると思えます。

以上のような観点から、議案第146号に賛成するものであります。その上で、コンベンションリンクージに対しまして、委員会の附帯意見にもありましたように、音響、照明、スタッフはもちろん清掃業者につきましても、地元人材の雇用の面において、現行のスタッフに引き続き委託をされますよう要望をお願いいたします。また、委員会でもありましたように選考における公開のあり方、さらに採点の問題等も今後の検討課題としてぜひ対応していただきますように要望いたしまして、賛成の討論といたします。

○議長(森山元昭)

ほかに討論はありませんか。4番 楡井莞爾議員。

◎4番(楡井莞爾)

私は、ただいま行われました市民文教委員長の報告のうち、議案第127号それから141号、146号、147号について反対討論を行い、また請願第12号、14号について賛成討論を行います。

初めに、議案第127号 飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。

本議案には、炊飯手数料として458万4千円が計上されています。これは、自校方式とセンター方式の米飯給食の差額解消のためのものであり、保護者の皆さんの強い願いが実現したものであり、来年度以降も引き続き一般会計から繰り入れられるというようなことでありましたので、大変喜ばしいことであります。しかし、議案第133号による職員の給料手当が611万2千円削減されるものが計上されておりますので、本議案には反対をさせていただきます。

議案第141号 飯塚市都市公園体育施設条例の一部を改正する条例についてであります。

テニスコートの夜間照明を廃止するものでありますけれども、利用者が減ったとはいえ現に利用者はあるわけでありまして、土のコートは旧飯塚市内にはここだけではないでしょうか。手軽に身近にそして安く利用できる状態を市民に保障する、このことが求められていると思えます。存続させて不都合はないのではないかと思います。テニスコート夜間照明廃止に反対であります。

したがって、本議案に反対を表明いたしたいと思います。

次に、議案第146号 指定管理者の指定（飯塚市文化会館）についての反対討論を行います。

まず、文化会館の経緯とその目的、あり方についてであります。文化の香りと創造性に富んだ文化学園都市、躍動する産業社会を目指す、情報開発都市として、特色あるまちづくりを進めるために、市民文化の向上と市民福祉の増進を図るという説明がありました。

飯塚市文化振興マスタープランというのが平成20年8月に策定されております。ここで、文化会館の役割を次のように述べています。

市民ニーズに呼応する芸術性の高い自主文化事業を実施し、市民の文化芸術活動の振興を図り、個性豊かな地域文化の創造に寄与することを目的としているというふうに記述があります。市の文化芸術振興の中心施設としての事業を展開するというわけであり、そのために、飯塚市を初めとして市教育文化振興事業団、市民団体や企業などが一体となって文化振興を進める体制づくりを整備し推進を図るということになっております。そしてその結果については、飯塚市文化振興審議会によって事業の評価を行う、市民と協議や意見交換の場をつくるということになっております。

この趣旨を果たすために平成4年1月竣工以来、教育文化振興事業団に運営を委託して、自主文化事業として毎年度、鑑賞型、育成型、支援型を10本以上実施し、目的や趣旨であるところにそぐわなかったことは一度もなかったという報告もあり、稼働率も非常に高いということであり、

ただ反省点として説明されたのが、民間的創意と弾力的な管理運営、総合的な文化活動が展開できなかったとのことでありました。だから指定管理者というふうに直接に結びつけていいものではないでしょうか。飯塚市文化振興マスタープランの示す理念については、文化振興策の総合的な推進、心豊かな13万3千市民の生活及び活力ある飯塚市の実現に資するとあります。そのために飯塚市の歴史や風土、自然や伝統これを継承し、市民の主体的な芸術文化活動を通して、まちづくりの基本目標の実現を目指すとしています。郷土性、市民参加、主体性、協働という基本理念から指定管理者導入は外れることにはなるのではないかと、思うわけであり、指定管理者の導入は、建設の経緯そして文化会館の役割、マスタープランに対する敗北を宣言するに等しいものではないかと思うわけであり、教育文化振興事業団の解散を宣するに等しいものにはなるのではないかと、思うわけであり、一度導入して悪ければもとに戻すというようなことは無責任の最たるものだと考えます。

そこで、日本共産党市会議員団として、5つの提案をさせていただきたいと思うわけであり、それはあくまでも、文化会館の運営はあくまでも建設の経緯と役割に立脚して公の責任で事業団を育成する、そういう姿勢を堅持することを前提にしています。一つは事業団改革のために知恵を出し合う市民参加の場を設けるということです。二つは定期的に公聴会などを開き、広く市民、利用者、専門家などから意見を集めるということであり、三つ目はサービス向上、運営改善のために情報を公開する、四つ目は事業団及び担当課職員の研修を広く行う、五つ目は飯塚市としてのチェック機能を広く強め、財政的側面からだけの評価にしないということを提案したいわけであり、このことは、文化振興マスタープランにも合致する方向であると確信するものであります。以上申し述べて、本議案への反対討論といたします。

次に、議案第147号 指定管理者の指定（飯塚市体育施設）であります。

本案は、飯塚市の体育施設を飯塚市体育協会を指定管理者にしようとするものであります。14種類もの多様な施設を、関連する土地などを運営管理しなければなりません。これまでの体育協会の活動歴になかったものではないかと、にわかに対応できるだろうかという危惧の感があります。

選定基準として示されております第4項、管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していることに対する意見であります。防火、電気、水質、ガスなどのいろいろな資格が必要だ

と考えられますが、市の答弁は、有資格は応募要件には入れていないというようなことであります。そうすると、さきに示した第4項の条件とは矛盾するのではないかと思うわけであります。利用者の安全という立場から見ると、大きな不安を抱え込むことにならないでしょうか。説明会には3者が参加したにもかかわらず、応募は体育協会のみというのもなぜだろうという疑問が残ります。行財政改革の方針に無理やり乗せたのではないか、暮らし、福祉、健康、安全の増進という地方自治体の役割に対する責任逃れではないかというふうに思うわけであります。よって、本案には反対であります。

次に、請願第12号、14号についての賛成討論を行います。

まず、第12号ですけれども、保護者の収入は減っています。負担がいろいろな方向でふえています。そういう中で、子は宝という位置づけの上に、子どもを大切に、すくすくと成長してもらいたい、こういう市の思いがあるならば、食育の場で具体的に表現すべきではないかと思うわけであります。給食費の大幅な引き上げで未納者がふえないだろうかと心配です。そのことが原因で保護者同士また子ども同士の仲たがいが起こる、仲が悪くなることはないだろうかということも心配であります。激変緩和措置または嘉麻市などのように一律補助、または小学校6年生から中学校への進学する生徒に限り補助を強めると、さまざまな方法を検討してもよいのではなかったかと思うわけであります。以上のような観点から、本請願はぜひ採択すべきだと思います。

請願第14号についてであります。

学校や教育委員会の考え方や方針が保護者のもとに届きにくいという状況があります。その反映として、保護者の側から見れば、決まったことも文書の通知、市報で努力されていると思うのでありますけれども、上意下達いうか決まったことしか伝わらないという不満が残ります。決まったことの経過が説明されないということではないかと思うんです。

市長部局ではタウンミーティングが行われています。これに当然教育委員会関係も参加しておりますけれども、教育委員会独自の同様の場を設定したらどうかと思うわけであります。学校教育のみに限らず社会教育、生涯教育の分野からの意見も聞けて、市民の皆さんが教育を総合的に考えることもできるかともなるのではないかと思うわけであります。あらゆる意見の場、意見を聴取する場、そういう場と機会、これを閉ざさないようにすべきだと思います。本請願は採択すべきものであると考えます。以上で14号の賛成討論といたします。

○議長（森山元昭）

ほかに討論はありませんか。16番 江口 徹議員。

◎16番（江口徹）

議案第146号 指定管理者の指定（飯塚市文化会館）につきまして討論を行いたいと思っております。

まず、先ほど同僚議員から本議案、この文化会館の経緯について説明がございましたが、もう少し詳しく思い起こしていただきたいと思っております、説明をさせていただきたいと思っております。

合併前の平成17年、指定管理者制度がこの飯塚市文化会館に導入されました。この指定管理者制度とは、皆様御存じのように、公共施設の運営を全面的に民間事業者もしくは民間団体に任せるという仕組みであり、その本質は、民間のすぐれた点、ノウハウを公共施設の運営に生かすというものであります。この点にしましては私ども議会においても賛成できるものと考え、導入に関して賛成させていただきました。その際の行政側の説明は、当初の2年間は教育文化振興事業団が競争力をつけるための期間として公募せずに管理を任せるが、3年目からは公募にて管理者を決定するというものでした。

その文化会館が2年後の平成19年公募の時期を迎え、厳しい現状にさらされます。その公募に応募した事業団が落選、先ほど御案内があったように東京の民間事業者を中心とする4者の団体が選定されました。そして、当然のことながら、行政としては1位であったその団体をという

提案に対し、御存じのように大きな論争が巻き起こりました。事業団を残すべきだ、選定委員に文化に精通した方がおられない、選定過程が不透明、そしてさらに地域の団体からは要望書が出され、物議を醸したこともございます。

そういった議論の後、議会では指定管理者の指定を否決いたします。これを受け行政は再提案をすることなく、1年の直営の後に再公募をしたいということで条例改正を行われました。そして1年の直営期間に入ったわけですが、その後、再公募という方針を一転され、行政は公募をせずに改めて指定管理者を選びたい、そういった方法を発表いたします。ところが、これに対して、再公募が前提であったのではないかという議会の指摘、また市民からの反発があったためか、この非公募という発表も変更され、再度公募することになります。その公募という方針の中でも、応募資格等についての議論がいろいろなところで公式・非公式に繰り返されたことだと考えております。

この中で、私ども議会は、委員会を通じ、行政に対しさまざまな問題提起を行いました。教育文化振興事業団をどう取り扱うのか、応募する団体について制約を加えるのか、例えば地域限定をつけるのかどうか、団体の応募に対して一定の制約を加えるのかどうか、そしてまた公募の期間をどうするのか、選定委員をどうするのか、選定過程の公開をどうやっていくのか、指定管理者の指定議案の提出時期についても言及させていただきました。

そういった議論があったわけですが、さらに混迷を深めたのが直営期間の延長であります。指定期間の指定議案を否決され、1年だけということは何度も確認した中での1年の直営だったはずが、さらに1年延長となります。そしてことし4月の委員会の中では、事業団に配慮をして公募をおくらせるかのような発言があり、当初9月議会に提案したいという方向であったはずが、9月議会には提案されず、今回の12月議会への提案となりました。そして御存じのように、先ほど委員長報告にあったように委員会では否決であります。私もこの議案に対し、しっかり向き合うために委員会を傍聴させていただきました。5時間近くにわたりさまざまな議論が交わされております。その議論の中では賛成できるものも賛成できないものもありましたが、この議案に対する判断に参考になったものも複数ございました。そしてこの本会議でも二分している状況でございます。

果たしてこの文化会館の指定ということに関して、議会は何を考えるべきなのでしょう。私は、全体のプロセスを通して考えるべきだと思っております。今回、公募があり、公募の結果のみだけを見るのではなく、公募に至るまでの議論そしてその公募の内容、選考の方法、それらをすべて勘案して判断をすべきと思っております。

一たん5年間任せてはどうだろうかという議論もございます。しかし、一たん5年間任せてしまうと、暗に5年間を悔いることにもなりかねません。議会の指定管理者の指定に際しては十分な議論とそして行政側のしっかりとした説明責任を果たすことが前提であります。

今回の指定管理者の指定に際し、提案された費用が適正かどうか、地域の文化を振興するというその文化会館の本来の目的とそぐう提案となっているかどうか、さまざまなことを考えなくてはなりません。価格が安いだけではその指定の理由となり得ないことは、前回図書館を私ども議会が選定したときに、価格が一番安いものではなかったけれど、指定管理者としては地域の図書館を任せるには最低でもこのぐらいの能力が必要だということで選んだことから明らかであります。

そして今回、公募の段階に入り7月、8月と公募がありましたが、残念ながら公募に際しての説明会は8月の下旬であります。7月、8月の公募であれば2カ月間、応募しようと思われる団体の方々、業者の方々にはしっかりいいものを考えていただきたいと思うのであれば、当然のことながら7月の中旬までには説明会はなされなくてはなりません。そして、市の思う文化に対する思いをしっかりと伝えた上で十分な期間考えていただきたいという、そういった手順が生まれるべきであります。

また、この選定の結果に対する審議に際しては、残念ながら選定過程の会議録は公開なされませんでした。委員長報告にもあったように、その非公開の理由を企業のノウハウ、著作権といったものに理由を求めました。しかしながら委員会の審議の中では、選定に対して各企業・団体から提出された提案書はすべて委員の閲覧にさらされており、当然のことながら傍聴に来ておりました私も見させていただきました。

今回、結果は僅差であります。この僅差の中でこのコンベンションリンクエージが5年間を任せるに飯塚の文化の5年間を任せるに十分な団体であるかどうか、これがベストであるかどうかはしっかりとした比較検討が必要であります。その過程を証明するものが選定過程の会議録であり、そして十分な議論であると思っています。私自身はプレゼンテーションを見させていただいた中でいろいろ思うことはございました。それを確かめようと会議録を見させていただきたい、また選定のための提案書を見させていただきたいと考えましたが、提案書は見れたものの会議録については見れずじまい、私の判断とはいささか違う形となりました。

先ほど申しましたように、指定管理者の指定というものに関しては十分な説明責任と議論が必要であると思っています。承認可決が前提ではなく、しっかりとした責任を果たせるような、地域の方々に対しても、この点数の差なんだけれど、ここが一番の分かれ目になったんだよと説明できるようなもの、そういった議論がなされるべきと思っています。そしてそれは選定過程のみならず、公募に至るまでのプロセス、そしてその公募のやり方、それをすべてを私ども議会は評価すべきと思っています。そしてそれを納得した上で可決すべきであると思っていますが、残念ながら今回の議案については私はその段階まで至りませんでした。改めてこの市民の文化の中心となるべき文化会館をどう取り扱うのか、どのような文化会館として育てたいのか、その部分を公募の前の段階からきちんとお話をしやり直すべきだと思っています。

以上申し述べまして、指定管理者の指定（文化会館）につきましては、反対の討論とさせていただきます。

○議長（森山元昭）

ほかに討論はありませんか。27番 瀬戸 元議員。

◎27番（瀬戸元）

議案第146号 指定管理者の指定（飯塚市文化会館）に反対の立場から討論いたします。

今回の議案に関しては、市長の附属機関であり指定候補者を選定した選定委員会から可決を求める異例の要望書が市長へ提出されましたことについては全く理解できるものではありません。

指定候補者を選定するのはあくまで市長であり、選定委員会はそのための答申を行なうことがその役目であります。そしてその選定議案を最終的に審議、採決するのは市民の付託を受けた我々議会の役目であります。

そもそも、選定委員会はこのような基本的な自治のルールを理解しているのでしょうか、まるで「我々が正しいので市長も議会も黙って追認しろ」とでも言われているようであり、そのような考えのもとでの選定が、本当に信頼に値するものなのか、強く疑問に感じるのは私だけではないと思います。

選定委員会委員は、委員への働きかけを防止するということから、その名前も公開されていません。また、その審査も非公開であり、選定後に至っても委員の活発な議論を妨げるとの理由で、会議録さえ非公開であります。市民の代表である我々議員にも公開されておられません。つまり名前も分からない人たちが集まり、何が話されているのかも知らされないのに、我々は、ひいては市民は、その選択を迫られるわけであります。

密室でなければ議論が出来ないような選定委員会の結論を、その過程も知らされることもなく賛成することが出来るのでしょうか。

今回の指定候補者うんぬんの前に、選定そのものに関して指摘するものであります。

さて、文化会館はその開設以来、本市の文化を将来へ繋ぎ育んでいくことを使命として設立さ

れた文化振興事業団が運営を担ってきました。

旧飯塚市において指定管理者制度を導入した際に、公募によらず、文化振興事業団を指定管理者としたことは、事業団がさらに力を付け、将来に向け地域文化を担うことができるようにとの思いであり、そのことは地域の文化はそこに住み、その地域が育んだものこそがそれを担うべきとの考えによるものだと理解しています。

市は今回、文化振興事業団は指定管理者の選定にもれたので解散するとし、地域文化の育成や、地域文化への責任を放棄しようとしています。

前回の提案の際、地域の文化は地域のもので担うべきであると否決されたことを市はどのように受け止めたのでしょうか。1年の特例では時間が足りずに2年間の時間をかけて前回と同様の公募を行なった理由はどこにあるのでしょうか。

翻って、今回同じく提案された体育施設の指定管理者はどうでしょうか。また、指定管理者とは違いますが工事請負契約はどうでしょうか。いずれの場合も「地元の力を活かす」「地元企業、地元業者の育成」などの理由により地元で出来るもの、地元でやっていくべきものはそれに委ねているではありませんか。

なぜ、文化会館だけは市外の力が必要なのでしょう。市は今回の指定管理者に求められるものは自主文化事業が第一だといっていますが、そうであるならば、東京の業者に任せるのではなく、地域の文化を地域で守り抜いていくという姿勢を示すべきであります。

5年間でかわっていく指定管理者に地元文化の継承ができるのでしょうか。

今回の選定は、本市の文化の継承を否定するものであることを指摘して私の反対討論といたします。

○議長（森山元昭）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、議案第126号 平成21年度飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算（第1号）の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第127号 平成21年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は御起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第141号 飯塚市都市公園体育施設条例の一部を改正する条例の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は御起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第146号 指定管理者の指定（飯塚市文化会館）の委員長報告は否決であります。よって、原案について採決いたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の議員は御起立願います。

（起立）

賛成少数。よって、本案は否決されました。

次に、議案第147号 指定管理者の指定（飯塚市体育施設）の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は御起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、請願第12号 学校給食の補助を求める請願の委員長報告は不採択であります。請願第12号を採択することに賛成の議員は御起立願います。

(起立)

賛成少数。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第13号 学校給食の米飯委託費に関する請願については、ただいま議案第127号が原案可決されましたので、採択されたものとみなします。

次に、請願第14号 学校教育行政において保護者の意見を尊重することを求める請願の委員長報告は不採択であります。請願第14号を採択することに賛成の議員は御起立願います。

(起立)

賛成少数。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第17号 2010年度の年金確保に関する請願の委員長報告は継続審査であります。委員長報告のとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり継続審査することに決定いたしました。

経済建設委員会に付託していました、議案第121号、議案第123号から議案第125号までの3件、議案第128号から議案第130号までの3件、議案第142号、議案第150号、議案第151号及び請願第11号、以上11件を一括議題といたします。

経済建設委員長の報告を求めます。6番 市場義久議員。

◎6番(市場義久)

経済建設委員会に付託を受けていました、議案10件、請願1件について審査した結果を報告いたします。

「議案第121号 平成21年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第2号)」、「議案第123号 平成21年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)」、「議案第124号 平成21年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)」、「議案第125号 平成21年度飯塚市工業用地造成事業特別会計補正予算(第2号)」以上4件につきましては、執行部から補正予算書に基づき、それぞれ補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第128号 平成21年度飯塚市水道事業会計補正予算(第2号)」については、執行部から補正予算書ならびに提出された委託業務に関する資料に基づき、補足説明を受け、種々審査いたしました。

その審査における質疑応答の主なものとして、債務負担行為に関して来年度より浄水場運転管理等業務委託に加え、上下水道料金収納等業務委託も行なわれるが、それらによる財政効果額はどの程度になるのかということについては、二つの業務委託を合わせて、1,700万円強の財政効果が見込まれるという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第129号 平成21年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計補正予算(第1号)」については、執行部から補正予算書に基づき、補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第130号 平成21年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第2号)」については、執行部から補正予算書に基づき、補足説明を受け、種々審査いたしました。

その審査における質疑応答の主なものとして、下水道整備の状況はどのようになっているのかということについては、平成21年3月末現在で普及率42.01%、水洗化率82.08%となっているという答弁であります。

次に、計画から供用開始にいたる期間が数十年かかるケースもあり、水洗化を望んでいたものの、供用開始されたときには高齢者世帯となっているような状況があるが、敷設後の繋ぎ込みの状況はどのようになっているかということについては、新規の分譲団地やマンション等の水洗化により、全体としての水洗化率は伸びているが、高齢者世帯の戸建て住宅等については高額な費用の問題等で水洗化が難しいという状況がほとんどである。下水道整備は、その工事に多大な費用を要するので順調な整備が進んでいない状況もあるが、水洗化を望まれている方々の期待に早く応えていくように取り組んでいきたいという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については原案どおり可決すべきものと決定いたしました。次に、「議案第142号 飯塚市市営住宅条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、種々審査いたしました。

その審査における質疑応答の主なものとして、本改正条例施行後の確認作業等の実務の流れはどのようになるのかということについては、条例改正の後、飯塚警察署と「飯塚市市営住宅の使用制限に関する協定書」を締結し、警察署に照会して回答をもらうという方法で確認作業を行なうこととしている。また、対象者については、公募時の当選者と補欠者の18歳以上の全世帯員、同居承認申請時の対象者、住宅承継申請時の対象者、および、現居住者についても必要に応じて他住民の生活の安定を脅かす恐れがある者などをその対象としたいと考えているという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から改正条例の内容は当然のものであり賛成するものであるが、暴力団員ではないが周辺住民に迷惑をかけている者などもあるので、それらのことについても毅然とした態度で対応して欲しいという意見が出され、本案については原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第150号 市道路線の廃止」及び「議案第151号 市道路線の認定」については、執行部から議案書に基づき、それぞれ補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「請願第11号 高齢者用高層住宅建設企画調査についての請願（飯塚本町火災跡地の再開発について）」は、11月30日に開催した閉会中の委員会において、紹介議員から補足説明を受け、種々審査した結果、採択とすべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（森山元昭）

経済建設委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。3番 川上直喜議員。

◎3番（川上直喜）

私は、ただいまの経済建設委員長報告のうち、議案第121号、第123号から第125号及び第128号から第130号に反対し討論を行います。

まず、平成21年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算案（第1号）です。

歳入において勝車投票券発売収入が10億円減額補正、それに伴って歳出において勝車投票券払戻金が7億5千万円、財団法人JKA交付金が4千万円、合わせて7億9千万円の減額補正となっており、事業費、管理費にしわ寄せが見られます。勝車投票券発売収入の10億円減額は、7月の集中豪雨によって2日間休場となったためとの説明です。今年度の収支については黒字の見通しだと強気の答弁がありましたが、矛盾は新たな矛盾を呼び、収支に悪影響を及ぼすのは明らかと考えられます。

また、この強気の答弁の背景には、来年度からの場外車券売り場の事業展開がありますが、本市オートレース事業の苦境を九州各地の住民に押しつけるやり方は、進出する本市にとっても受

け入れる自治体にとっても、住民の喜べる地域振興には結びつかないことは、各種公営ギャンブルの経験からも既に明らかであることを指摘しておくものであります。

次に、平成21年度飯塚市工業用地造成事業特別会計補正予算（第2号）です。

歳入において産炭地域活性化基金助成金3億5,200万円を新たに受け入れて、かわって鯉田工業団地造成事業債を同じ額だけ減額するものであります。この予算措置によって利払い額は減少するとされていますが、総事業費は変わらず、アクセス道路建設など関連事業を含めるとこの事業は25億円を上回るものであります。

一方、企業進出の見込みはわずか2社が工事現場を見に来たという程度であり、展望はありません。名古屋市で11月中に行う予定だった企業誘致のためのインフォメーションセミナーさえ、厳しい経済情勢のために出席する企業が見込めないからと中止をせざるを得ない状況であります。こういう状況にもかかわらず地盤改良工事、水道施設、下水施設をやみくもに進めるのは無謀、無責任と言うほかはありません。

産炭地域活性化基金助成金の飯塚市枠7億200万円について言えば、筑豊労災病院取得に5千万円、その後、鯉田工業団地造成に初め3億円、今回3億5,200万円ですべて使い切ったこととなります。現在、福岡県は副知事の辞職に発展した奥の深い裏金接待問題など闇の世界が長くはびこっていたようですが、産炭地域活性化基金助成金は展望のない鯉田工業団地造成工事につぎ込むことはやめて、福岡県に助成対象の拡大を求めながら住民の暮らしと福祉の充実のために生かすべきであります。

なお、オートレース特別会計、地方卸売市場特別会計、駐車場事業特別会計、工業用地造成特別会計及び水道事業会計、産炭地域小水系用水道事業会計、下水道事業会計には、市職員の給料と期末手当のカットによる減額補正があり、市職員の生活苦に4月にさかのぼってまで追い打ちをかけることは認められません。以上で私の討論を終わります。

○議長（森山元昭）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、議案第121号 平成21年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第2号）の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は御起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第123号 平成21年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は御起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第124号 平成21年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は御起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第125号 平成21年度飯塚市工業用地造成事業特別会計補正予算（第2号）の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は御起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第128号 平成21年度飯塚市水道事業会計補正予算（第2号）の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は御起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第129号 平成21年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計補正予算（第1号）の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は御起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第130号 平成21年度飯塚市下水道事業会計補正予算（第2号）の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は御起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第142号 飯塚市市営住宅条例の一部を改正する条例、議案第150号 市道路線の廃止及び議案第151号 市道路線の認定、以上3件の委員長報告はいずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本案3件はいずれも委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、請願第11号 高齢者用高層住宅建設企画調査についての請願（飯塚本町火災跡地の再開発について）の委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。再開を13時といたします。

午前11時51分 休憩

午後 1時02分 再開

○議長（森山元昭）

本会議を再開いたします。

公共施設等のあり方に関する調査特別委員会に付託していましたが議案第137号から議案第140号までの4件を一括議題といたします。

公共施設等のあり方に関する調査特別委員長の報告を求めます。13番 上野伸五議員。

◎13番（上野伸五）

本特別委員会に付託を受けました議案4件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第137号 飯塚市立図書館条例の一部を改正する条例」については、執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、図書館法による図書館としては廃止し、公民館図書室に移行する理由は何かということについては、現在の颯田図書館は面積が43m²と非常に狭く、他の公民館図書室と同等規模であり、蔵書数についても5千冊程度で、またこれ以上蔵書を増やすような面積もないので、図書館ではなく図書室とすべきと判断したとの答弁であります。

次に、図書館法による図書館には地方交付税措置があるが、颯田地区についてはどのくらいになるのかということについては、颯田地区の人口が4月現在で6,411名であり、この人口で積算すると444万9千円ほどになるとの答弁であります。

次に、図書館に指定管理者制度を取り入れる際に、全5館にせず飯塚、筑穂、庄内の3館としたのはなぜかということについては、1市4町が合併する前は、飯塚、筑穂、庄内が図書館であり、穂波、穎田は図書室であったものを合併後全て図書館としたものである。よって、穂波及び穎田については、図書館となったものの機能が不十分であり、また人口13万の市として3つの図書館があれば最低限大丈夫と考え、3館について指定管理を行ったとの答弁であります。

この答弁を受けて、1市4町は対等合併であり、穎田図書室も図書館としたならば、当然その機能を充実させるべきではなかったのかということについては、専門性のある図書館長を配置せずに図書館としたため、機能の充実には至らなかったと考えているとの答弁であります。

次に、図書室になっても住民サービスを低下させないとのことだが、図書購入費が低下するというのは十分サービスの低下につながるのではないのかということについては、他の公民館図書室との均衡を図るため図書購入費については同額にするが、貸出システムの活用等により他の図書館から本を取り寄せることができるので、その部分でカバー出来るとの答弁であります。

この答弁を受けて、最低限図書購入費だけは減額せずに現状を維持すべきであるとの意見が出されました。

次に、図書館を図書室にするということに関して教育委員会の中ではどのような議論が行われたのかということについては、公共施設等のあり方に関する第一次実施計画を報告したなかで、この穎田図書館についても説明を行ったが、特段質疑等はなかったとの答弁であります。

この答弁を受けて、昨年12月議会において全会一致で採択された図書館サービスの平準化と向上を求める請願について、教育委員会委員に周知しているのかということについては、周知しているとの答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から本案については不明瞭な部分があるので継続審査としてほしい旨の申し出があり、本案については継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「議案第138号 飯塚市立関の山いこいの森条例を廃止する条例」については、執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、この施設の廃止について先月初めて住民会議が開催され、その中で何度も協議を重ねたいと住民から要望が出ているが、このことについてはどう考えているのかということについては、会議の中で当初から廃止ありきで説明が行われているとの指摘も出されていたが、今後は実施計画を実行することに理解を求めながら、跡地の利活用について住民の意見を十分に拝聴するため協議を重ねていきたいとの答弁であります。

次に、貴重な社会教育施設をなぜ廃止するのかということについては、今後の利用者増は望めず、また市内に2つの類似キャンプ場施設があり、近隣市町村にも当該施設を上回る規模の施設があるため、今回廃止と判断したとの答弁であります。

この答弁を受けて、利用料金を引き下げて利用者を伸ばすということを検討したことがあるのかということについては、利用料金を下げるといような議論は行っていないとの答弁であります。

この答弁を受けて、この施設は使い勝手が悪く閉ざされたキャンプ場というイメージが強い。知恵を出して改善すれば利用者増は実現できると考えるので、努力してほしいとの要望が出されました。

以上のような審査の後、委員の中から十分に住民と協議して意見等を把握する必要があると考えるので、継続審査としてほしい旨の申し出があり、本案については継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「議案第139号 飯塚市歴史資料館条例の一部を改正する条例」については、執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、穂波郷土資料館を廃止して飯塚市歴史資料館に統合した場合、旧穂波町の歴史について勉強ができる機会が確保できるのかということについては、学芸員によ

る出前授業の実施や穂波町の歴史が十分に理解できるような展示計画等を企画し実施していくことで対応したいとの答弁であります。

次に、123万円の経費削減のために施設を廃止するのだが、穂波郷土資料館の入館料は無料であったのに、今後飯塚市歴史資料館に行くことになれば有料となる。住民に費用負担を求めるのは時期尚早ではないのかということについては、貴重な資料が集積されれば全体的な歴史が見えてくると考えるので、統合されることに価値があるとの答弁であります。

この答弁を受けて、歴史資料館を観光資源のような位置づけにすべきではない。歴史的展開を子ども達に知ってもらいたいならば無料を継続するべきであるとの意見が出されました。

以上のような審査の後、委員の中から子ども達が今後施設の利用をどのように行っていくのか不明瞭であり、また穂波郷土資料館は図書館との複合施設であり、図書館の方向性と包括的に考慮したいので継続審査としてほしい旨の申し出があり、本案については継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「議案第140号 飯塚市テニスコート条例の一部を改正する条例」については、執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、庄内テニスコートを廃止するが、このコートでは子どもに対する負担軽減措置が行われていた。市内の他のテニスコートには負担軽減措置は設けられていないが、今後については軽減措置を考慮したのかということについては、そのような考慮はしていないとの答弁であります。

次に、当該施設廃止後の所管はどこになるのかということについては、スポーツ振興課で所管し、特定目的普通財産として管理するとの答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から庄内テニスコートには高校生以下は半額とする負担軽減措置があったのに、これを廃止することにより、事実上市が責任を負う他のテニスコートを使う場合は負担が増えるということについて何ら考慮していないとの答弁があり、全く遺憾であるため本案には反対するとの意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（森山元昭）

公共施設等のあり方に関する調査特別委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論ありませんか。3番 川上直喜議員。

◎3番（川上直喜）

私は、ただいまの公共施設等調査特別委員長報告のうち、議案第137号、第138号及び第139号の継続審査に賛成、議案第140号に反対の立場から討論を行います。

まず、飯塚市立図書館条例の一部を改正する条例案は、潁田図書館を廃止して図書館法に基づかない公民館図書室にしようとするものであります。これによって市は図書購入費50万円を10万円に、40万円圧縮できるとしています。しかしながら、国は飯塚市に対する地方交付税に図書館費1人当たり694円を算入しており、潁田地区住民の人数相当額としては年間445万円に上ります。合併のときには図書館に格上げし充実をするかのように宣伝しながら、4年もたないうちに約束を投げ捨てるやり方と言わざるを得ません。年間10万円しか本を買わない図書室に戻すことが、2期目を目指すと言われた齊藤市長の言う文化の香り高いまちづくりなのでしょうか。

また、委員会では財政課長がなぜか中央図書館も利用できると答弁しましたが、身近にあってこそ図書館は住民生活の中で生かせるのであり、図書館行政において潁田地区住民に特に不利益

を押しつけることは認められず、市議会が全会一致で可決した請願のとおり充実を図るべきであります。

次に、飯塚市立関の山いこいの森条例を廃止する条例案は、関の山キャンプ場を今年度限りで廃止しようとするものであります。利用者の安全確保が難しく、利用状況も思わしくないというのが理由とされています。しかしながら、これまで安全対策はきちんと行われてきており、これからはできないはずはありません。むしろ料金を引き下げるなど住民サービスを向上させれば、多額の費用をかけなくても市内外の皆さんから親しまれる教育施設として大きな役割を果たすことが期待できるものであり、むやみに廃止するのは全く無益であり、住民の求める行財政改革とも一致しません。

次に、歴史資料館条例の一部を改正する条例案は、穂波郷土資料館を廃止し、収蔵庫にかえるものであります。これによって節約できるお金は清掃費123万円程度であります。資料のうち展示価値の高いものは柏の森の歴史資料館に移動させ、地域の歴史的展開が一体的に把握できるような展示をするので子どもの郷土学習にも役立つと言います。しかしながら、穂波地区住民にとっては地域の大切な歴史資料を遠いところに持ち去られる上に、これまでだれでも無料で見ることができたのに今度は児童・生徒を含めて有料になるという不利益も押しつけられることになります。

エジプトなど古代文明発祥の国々が、帝国主義時代などに諸外国に持ち去られた歴史的な財産の返還を求めています。合併したからといって何でも飯塚に集めてよいということにはなりません。必要なときに貸し出せばよいのであり、ましてや施設そのものを廃止する必要はありません。123万円の清掃費用の節約というのなら、知恵を絞ればほかの方法で幾らでもできるはずであります。

最後に、庄内テニスコートを廃止する条例案です。

傷んだコートの修繕に多額の費用がかかるというのが説明された廃止理由であります。穂波や穎田などその他のテニスコート施設は身近に利用できる距離にはありません。修繕費用がかかるというのが理由ならば、わざわざ条例で廃止する必要はないと思われれます。また高校生の場合、他の施設を利用することになると料金が従来に比べて割高になる問題もありますが、高校生以下の負担軽減について担当部長は考慮しなかったと答弁いたしました。このような乱暴なやり方には反対であります。以上で私の討論を終わります。

○議長（森山元昭）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、議案第137号 飯塚市立図書館条例の一部を改正する条例、議案第138号 飯塚市立関の山いこいの森条例を廃止する条例及び議案第139号 飯塚市歴史資料館条例の一部を改正する条例、以上3件の委員長報告はいずれも継続審査であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本案3件はいずれも委員長報告のとおり継続審査することに決定いたしました。

次に、議案第140号 飯塚市テニスコート条例の一部を改正する条例の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は御起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

議案第153号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

◎市長（齊藤守史）

ただいま上程されました議案第153号の人権擁護委員の推薦につきまして議会の意見を求めることについて御説明いたします。

平成22年3月31日付をもって任期満了となります人権擁護委員につきまして、飯塚市阿恵364番地1、柴田和美氏を人権擁護委員の候補として推薦したいと存じますので、議会の意見を求めるものであります。よろしく願いいたします。

○議長（森山元昭）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議案第153号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて同意することに賛成の議員は御起立願います。

（起立）

全会一致。よって、本案は同意することに決定いたしました。

議員提出議案第25号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。5番 佐藤清和議員。

◎5番（佐藤清和）

議員提出議案第25号について提案理由の説明をいたします。本案は意見書案であり、お手元に配付しておりますので案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。

改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書案は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、金融担当大臣、消費者庁担当大臣あてに提出したいと考えております。以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（森山元昭）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議案提出議案第25号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書の提出について、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案可決されました。

議員提出議案第26号から議員提出議案第30号までの5件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。11番 八児雄二議員。

◎11番（八児雄二）

議員提出議案第26号から議員提出議案第30号までの5件について、提案理由の説明をいたします。

本件5件はいずれも意見書案であり、お手元に配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。

緊急経済対策の早期実施を求める意見書案、及び、地域の暮らしを守るための国の予算執行及び予算編成を求める意見書案、以上2件はいずれも内閣総理大臣あてに、子どもたちの生命を守るためヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの公費助成、定期接種化を求める意見書案、及び、さらなる緊急雇用対策の実施を求める意見書案、以上2件はいずれも内閣総理大臣、厚生労働大臣あてに、エコポイント制度並びにエコカー補助金の継続実施を求める意見書案は、内閣総理大臣、総務大臣、経済産業大臣、環境大臣あてにそれぞれ提出したいと考えております。以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（森山元昭）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案5件は会議規則第36条第3項の規定によりいずれも委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本案5件は委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、議員提出議案第26号 緊急経済対策の早期実施を求める意見書の提出について、原案のとおり可決することに賛成の議員は御起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は原案可決されました。

次に、議員提出議案第27号 地域の暮らしを守るための国の予算執行及び予算編成を求める意見書の提出について、原案のとおり可決することに賛成の議員は御起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は原案可決されました。

次に、議員提出議案第28号 子どもたちの生命を守るためヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの公費助成、定期接種化を求める意見書の提出について、原案のとおり可決することに賛成の議員は御起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は原案可決されました。

次に、議員提出議案第29号 さらなる緊急雇用対策の実施を求める意見書の提出について、原案のとおり可決することに賛成の議員は御起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は原案可決されました。

次に、議員提出議案第30号 エコポイント制度並びにエコカー補助金の継続実施を求める意見書の提出について、原案のとおり可決することに賛成の議員は御起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議会選出各種委員の選出を議題といたします。

お諮りいたします。飯塚市政治倫理審査会委員に5番 佐藤清和議員、21番 秀村長利議員、30番 安藤茂友議員、以上3名を選出したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、飯塚市政治倫理審査会委員に5番 佐藤清和議員、21番 秀村長利議員、30番 安藤茂友議員、以上3名を選出することに決定いたしました。

報告第35号 専決処分の報告(交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)の報告を求めます。土木管理課長。

◎土木管理課長(山喜彦昌兵)

報告第35号 専決処分の報告について御報告申し上げます。この報告は、地方自治法第180条第1項の規定により市長の専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づきまして報告するものであります。

議案書の99ページをお願いいたします。本件事故は、平成21年8月5日水曜日、14時25分ころ、当課職員が運転いたします公用車ダンプトラックが作業工程上、大日寺・吉原町線からバックで森ノ元・御手水線へ進入しようとしたところ、反対車線から来た相手車両が右折をしてきたため、バックしていた公用車と接触したものであります。この事故によります過失は市が90%ということで示談が成立し解決しております。なお、損害賠償額は車両の修理費用6万9,080円のうち、先ほど申し上げました市の過失割合により6万2,172円となっております。日ごろよりバックする際には誘導員を必ずつけるように指導しておりますが、今後さらに強く指導を行ってまいります。以上、簡単でございますが報告を終わります。

○議長(森山元昭)

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、御了承願います。

報告第36号 専決処分の報告(交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)の報告を求めます。健康増進課長。

◎健康増進課長(高木宏之)

報告第36号 専決処分の報告について御報告いたします。この報告は、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定に基づきまして報告を行うものでございます。

議案書の101ページをお願いいたします。本件事故は、平成21年10月20日火曜日、午前11時50分ごろ、飯塚市相田地内の市道におきまして、健康増進課職員が公務中、見通しがきかない道路の曲がり角付近でバックした際、曲がり角を進行してきた相手方車両と衝突し、相手方車両のフロントバンパー及びナンバープレートを損傷させたものでございます。なお、人身傷害はありません。事故によります損害賠償につきましては、市の過失割合が90%ということで示談が成立し解決いたしております。損害賠償額は修理費用等の12万9,984円となっております。

今回の事故につきましては、職員が見通しのきかない道路の曲がり角で十分な後方確認を怠ったことが原因でありまして、日ごろから職員には安全運転について指導をいたしておりますが、当該職員へは厳しく指導をするとともに、他の職員につきましても公私を問わず日ごろより安全運転に心がけるよう指導を重ねてまいります。以上、簡単ですが報告を終わります。

○議長(森山元昭)

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、御了承願います。

報告第37号 専決処分の報告（市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）の報告を求めます。土木管理課長。

◎土木管理課長（山喜寿昌兵）

報告第37号 専決処分の報告について御報告申し上げます。この報告は、地方自治法第180条第1項の規定により市長の専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定に基づきまして報告を行うものでございます。

議案書の103ページをお願いいたします。本件事故は、平成21年8月28日金曜日、午後12時ころ、横田地内の市道菰田・幸袋1号線において、当事者が横田から川津方面に走行中、大森橋を渡ろうとしたところ、市道と橋梁の接合部分の部材の一部が突出していたため、通過する際に車両の底部を激しく接触し、操作系統及びエンジン系統の部品などに損傷をさせたものでございます。この事故によります過失は市が100%ということで示談が成立し解決しております。なお、損害賠償額は修理費用額100%である41万5千円となっております。

道路の点検補修につきましては、日ごろより市報での情報提供依頼の掲載や職員への呼びかけ、パトロールなどを行い、補修箇所を発見した際は迅速に対応しております。さらに今後気をつけてまいりたいと考えております。以上、簡単でございますが、報告を終わります。

○議長（森山元昭）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、御了承願います。

報告第38号 専決処分の報告（災害援護資金貸付金の返還請求に関する和解）の報告を求めます。社会・障がい者福祉課長。

◎社会・障がい者福祉課長（西原大介）

報告第38号 専決処分の報告につきまして御報告いたします。この報告は、地方自治法第180条第1項の規定により市長の専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき報告を行うものでございます。

議案書の105ページをお願いいたします。本件は、災害援護資金貸付金の借受人が自己破産申し立てを行ったため、連帯保証人へ返済請求をしたところ、利子を免除することを条件に、貸付金の全額を一括返還することで和解いたしております。和解の概要につきましては議案書に明記いたしておりますので、説明は省略させていただきます。以上、簡単ではございますが、報告第38号についての報告を終わります。

○議長（森山元昭）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、御了承願います。

署名議員を指名いたします。17番 人見隆文議員、19番 兼本鉄夫議員。

以上をもちまして、本定例会の議事日程の全部を終了いたしましたので、これをもちまして平成21年第6回飯塚市議会定例会を閉会いたします。長い間、皆様どうもお疲れさまでございました。

午後1時34分 閉会

△出席及び欠席議員

(出席議員 33名)

- 1 番 森 山 元 昭
- 2 番 田 中 廣 文
- 3 番 川 上 直 喜
- 4 番 榆 井 莞 爾
- 5 番 佐 藤 清 和
- 6 番 市 場 義 久
- 7 番 西 秀 人
- 8 番 木 下 昭 雄
- 9 番 芳 野 潮
- 11 番 八 児 雄 二
- 12 番 田 中 裕 二
- 13 番 上 野 伸 五
- 14 番 鯉 川 信 二
- 15 番 田 中 博 文
- 16 番 江 口 徹
- 17 番 人 見 隆 文
- 18 番 柴 田 加 代 子
- 19 番 兼 本 鉄 夫
- 20 番 藤 浦 誠 一
- 21 番 秀 村 長 利

- 22番 原 田 佳 尚
23番 道 祖 満
24番 松 本 友 子
25番 吉 田 義 之
26番 古 本 俊 克
27番 瀬 戸 元
28番 永 末 壽
29番 梶 原 健 一
30番 安 藤 茂 友
31番 永 露 仁
32番 岡 部 透
33番 藤 本 孝 一
34番 東 広 喜

職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	井 上 富士夫
次長	安 永 円 司
調査担当主査	許 斐 博 史
議事係長	久 世 賢 治
書記	井 上 卓 也
書記	高 橋 宏 輔
書記	有 吉 英 樹

説明のため出席した者

市長	齊 藤 守 史
副市長	上 瀧 征 博
教育長	森 本 精 造
上下水道事業管理者	浜 本 康 義
企画調整部長	縄 田 洋 明
総務部長	野見山 智 彦
財務部長	実 藤 徳 雄
経済部長	橋 本 周
市民環境部長	都 田 光 義
児童社会福祉部長	則 松 修 造
保健福祉部長	大久保 雄 二
公営競技事業部長	城 丸 秀 高
都市建設部長	村 瀬 光 芳

上下水道部次長	杉 山 兼 二
教育部長	小 田 章
生涯学習部長	田子森 裕 一
情報化推進担当次長	肘 井 政 厚
行財政改革推進室長	池 口 隆 典
企業誘致推進室長	遠 藤 幸 人
都市建設部次長	定 宗 建 夫
会計管理者	大 塚 秀 明
健康増進課長	高 木 宏 之
社会・障がい者福祉課長	西 原 大 介
土木管理課長	山喜彦 昌 兵

議 長

副議長

署名議員 番

署名議員 番